

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>経営管理部経営企画課長</u> <u>経営管理部危機管理課長</u> <u>経営管理部広域連携課長</u> <u>経営管理部総務課長</u> <u>経営管理部会計課長</u> <u>事業管理部技術管理課長</u> <u>事業管理部工務課長</u>	(略)	<u>経営管理部総務課長</u> <u>経営管理部企画課長</u> <u>経営管理部財務課長</u> <u>経営管理部広域連携課長</u> <u>事業管理部計画課長</u> <u>事業管理部事業推進課長</u> <u>事業管理部契約検査課長</u> <u>事業管理部管財課長</u> <u>事業管理部村野浄水場長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場長</u> <u>事業管理部送水管理センター所長</u> <u>事業管理部北部水道事業所長</u> <u>事業管理部東部水道事業所長</u> <u>事業管理部南部水道事業所長</u> <u>事業管理部水質管理センター所長</u>	(略)
村野浄水場長 庭窪浄水場長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 東部水道事業所長 南部水道事業所長 水質管理センター所長		技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 <u>経営管理部広域連携課参事</u> <u>経営管理部総務課参事</u>	(略)
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 <u>経営管理部広域連携課参事</u> <u>経営管理部総務課参事</u>	(略)	<u>村野浄水場次長</u> <u>庭窪浄水場次長</u> <u>送水管理センター次長</u> <u>北部水道事業所次長</u> <u>東部水道事業所次長</u> <u>南部水道事業所次長</u> <u>泉南水道センター所長</u> <u>四條畷水道センター所長</u>	
村野浄水場次長 庭窪浄水場次長 送水管理センター次長 北部水道事業所次長 東部水道事業所次長 南部水道事業所次長 泉南水道センター所長 四條畷水道センター所長		<u>事業管理部村野浄水場次長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場次長</u> <u>事業管理部送水管理センター次長</u> <u>事業管理部北部水道事業所次長</u> <u>事業管理部東部水道事業所次長</u> <u>事業管理部南部水道事業所次長</u> <u>事業管理部四條畷水道センター所長</u>	
		事業管理部四條畷水道センター所長	

阪南水道センター所長	
村野浄水場浄水管理室長 庭窪浄水場浄水管理室長 南部水道事業所建設整備室長	(略)
阪南水道センター参事	
阪南水道センター総務課長	(略)
四條畷水道センター工務課長 阪南水道センター工務課課長補佐	(略)

事業管理部阪南水道センター所長	
事業管理部村野浄水場浄水管理室長 事業管理部庭窪浄水場浄水管理室長 事業管理部南部水道事業所建設整備室長 事業管理部阪南水道センター参事	(略)
事業管理部阪南水道センター総務課長	(略)
事業管理部水質管理センター水質検査課課長補佐 事業管理部泉南水道センター工務課長 事業管理部四條畷水道センター工務課長 事業管理部阪南水道センター工務課課長補佐	(略)

別表第2 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
10級	1種	128,100円
	2種	111,400円
	3種	103,000円
	4種	97,500円
9級	1種	119,900円
	2種	104,200円
	3種	96,400円
	4種	91,200円
8級	3種	86,900円
	4種	82,200円
	5種	70,500円
7級	4種	77,400円
	5種	66,400円
	6種	55,300円
6級	8種	(略)

別表第2 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
8級	1種	142,200円
	2種	130,900円
	3種	113,800円
	4種	102,400円
7級	1種	127,600円
	2種	117,400円
	3種	102,100円
	4種	91,900円
6級	3種	94,600円
	4種	85,100円
	5種	75,700円
5級	4種	80,100円
	5種	71,200円
	6種	62,300円
4級	8種	(略)

別表第3 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
10級	1種	122,900円
	2種	106,800円
	3種	98,800円
	4種	93,500円
9級	1種	103,900円
	2種	90,300円
	3種	83,500円
	4種	79,000円
8級	3種	73,800円
	4種	69,800円
	5種	59,900円
7級	4種	63,800円
	5種	54,700円

別表第3 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
8級	1種	112,900円
	2種	103,900円
	3種	90,300円
	4種	81,300円
7級	1種	99,800円
	2種	91,800円
	3種	79,800円
	4種	71,800円
6級	3種	76,400円
	4種	68,700円
	5種	61,100円
5級	4種	65,600円
	5種	58,300円

	6種	45,600円		6種	51,000円
6級	8種	(略)	4級	8種	(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。